

事業主・人事労務担当者の皆さまへ

パートタイム・有期雇用労働法 個別相談会のご案内

パートタイム・有期雇用労働法が令和3年4月1日より中小企業にも適用されます。

どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用社員との間の不合理な待遇の差をなくすことが求められています。

東京労働局雇用環境・均等部では、下記の日程でパートタイム・有期雇用労働法に関する個別相談会を開催し、事業主の皆さまの取組を支援します。

賃金や手当の均衡の図り方など企業の実態に応じた対応について、東京働き方改革推進支援センターの労務管理・企業経営の専門家が予約制で個別相談に応じます（無料）。

日時

令和2年10月7日（水）～令和3年3月24日（水）
までの間、閉庁日を除く毎週水曜日

各日とも10:00～16:00の間で1回50分
事前予約制にて実施（詳しくは裏面参照）

※ 参加にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、必ずマスクを着用していただき、体調不良の場合は参加をご遠慮いただくようお願いいたします。

場所

九段第3合同庁舎（千代田区九段南1-2-1）
雇用環境・均等部 14階相談ブース

正社員と契約社員に
処遇格差はありますか？

対象

令和3年4月より
新たに法の適用対象となる
都内中小企業事業主等

不合理な格差に
ついては解消に
向けた取組みを
進めましょう

申込み
方法

裏面の申込用紙に必要事項を記載し、FAXにてお申込みください。
定員になり次第締め切ります。
※事前申込がない場合、当日ご来場いただいても対応できない場合がございますので予めご了承ください。

*【お問い合わせ・申込先】

東京労働局雇用環境・均等部指導課 TEL 03-3512-1611 FAX 03-3512-1557
千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階

個別相談会参加申込書 (FAX 専用)



東京労働局 雇用環境・均等部 指導課宛

FAX 03-3512-1557

※当日は、必ず本申込書を持参願います。

ご希望の日付・時間に○を付けてください。

希望日 (すべて水曜日)	10/7	11/4	12/2	1/6	2/3	3/3
	10/14	11/11	12/9	1/13	2/10	3/10
	10/21	11/18	12/16	1/20	2/17	3/17
	10/28	11/25	12/23	1/27	2/24	3/24
希望時間	10:00~10:50			14:00~14:50		
	11:00~11:50			15:00~15:50		
	13:00~13:50					
参加者	企業名:					
	所属・役職・お名前: ① ② (ご来場時のお願い) ・当日は、マスク着用、手指消毒をお願いします。(消毒液は会場に設置します。) ・37.5度以上の発熱や激しく咳き込まれる等、風邪のような症状がある方は、参加をご遠慮ください。					
ご連絡先(電話)	※ご希望の日時に参加いただけない場合等にご連絡いたしますので、必ずご記載ください。					

※お申込みの際に提供いただいた個人情報、本相談会の管理運営のみに使用し、相談会終了後速やかに廃棄します。



予約日当日は、
九段第3合同庁舎14階
雇用環境・均等部指導課
受付までお越しください。

東京働き方改革推進支援センターでは、
平日9:00~17:00、来所・電話・メール・訪問
(最大5回)による個別相談を受け付けています。
こちらもぜひご利用ください。
(新宿区西新宿1-22-2 TEL:0120-232-865)